

八雲町 保健・福祉・介護サービス等の事業一覧

別紙1

保 健 福 祉 課 : 高齢者福祉係、障がい者福祉係、健康推進係、介護保険係、包括支援係
※連絡先 0137-64-2111
住 民 サ ー ビ ス 課 : 戸籍保険係、環境生活係、住民福祉係
※連絡先 01398-2-3112

【1. 生活支援事業】

令和8年4月1日現在

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 高齢者スポーツ施設共通利用助成事業	●対象者 当該年度内に65歳以上となる者 ●購入窓口 建設課、産業課、噴火湾パノラマパークパノラマ館、八雲町温水プール、八雲町営スキー場	町内のスポーツ施設を年間をとおして利用することのできる「八雲町スポーツ施設共通利用券」を11,000円で発行し、申請者が主に利用する施設の使用料との差額を助成する。 ●利用できる施設 ・パークゴルフ場（パノラマパーク、遊楽部公園、くまいし） ・八雲町温水プール・町営スキー場	※問い合わせ先 ・左記購入窓口 ・高齢者福祉係	11,000円
② 高齢者等入浴料助成事業	① 65歳以上の方 ② 身体障害者手帳所持者 ③ 療育手帳所持者 ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者	年度当たり24枚（1月当たり2枚）の利用券を交付（交付する月により24～2枚） ●利用施設 ①銀婚湯 ②清龍園 ③遊楽亭 ④おぼこ荘 ⑤ひらたない荘 ⑥見市温泉 ⑦和の湯 ●助成金額 1枚あたり 3,000円	高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所 環境生活係	
③ やくも安心キット配付事業（救急医療情報キット）	① 65歳以上の方のみの世帯 ② 障がいのある方のみの世帯 ③ 65歳以上の方と障がいのある方のみの世帯 ④ 健康に不安を抱えている方（同居家族はいるが日中は一人になる方など）	安全・安心を守る取組みとして、迅速な救急活動を補助するため、氏名・持病・緊急連絡先等を入れた容器「やくも安心キット」を冷蔵庫に保管し、消防との協力でその情報を救急医療に生かします ●町内会等の団体による代理申請 町内会等の団体（民生委員含む）が、キットの代理申請を行い責任を持って対象者に配布及び設置する場合は、代理申請を認めます。	高齢者福祉係 住民福祉係 住民生活課社会係	無料
④ 福祉タクシー助成	町民税非課税世帯で下記に該当する方 ① 75歳以上の方 ② 身体障害者手帳を所持されている下肢・体幹・視覚・内部障害の1～3級の方 ③ 療育手帳を所持されているA判定の方 ④ 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持されている方	年間 12,000円以内のタクシー助成券を交付 施設入所者（特養、老健を除く）は、下記の半分の金額 ・ 4月～ 6月申請 : 12,000円 ・ 7月～ 9月申請 : 9,000円 ・ 10月～12月申請 : 6,000円 ・ 1月～ 3月申請 : 3,000円	高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所 環境生活係	
⑤ 緊急通報電話機貸与	概ね65歳以上の病弱な独り暮らし高齢者等であって、健康状態・身体状況又は日常生活動作の状況に不安のある者等	緊急通報電話機を設置し、自宅と消防本部及び社会福祉協議会を救護ネットワークで結び、急病、災害等の事態に迅速な救援体制をとる	八雲社協 熊石社協	

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
⑥ 訪問サービス	65歳以上の独り暮らし高齢者、日常生活に支障をきたすおそれのある方等	生活指導員(ホームヘルパー)が、訪問声がけをし安否確認を行う	高齢者福祉係 住民福祉係	無料
⑦ 除雪費助成金交付事業	① 概ね65才以上で、身体が虚弱であるために除雪が困難で、協力者の確保ができない方 ② 障がいにより除雪が困難で、協力者の確保ができない方	① 積雪が15cm以上となった場合に、自宅玄関から直近の公道までの通路(幅1m程度)の確保 ② 町が指定する事業者が実施した除雪費用の一部を助成する ※ 実態調査を行い決定	高齢者福祉係 落部支所 環境生活係	除雪費用・回数 1回(30分)1,600円 1日2回を限度とする ●助成率 生保世帯は 3/4 1回(400円) その他の世帯は 1/2 1回(800円)
⑧ 冬期福祉手当給付	在宅生活者で、町民税非課税世帯に属する下記に該当する方 いる世帯(生活保護世帯を除く) ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯 ② 以下に該当する方 いる世帯 ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当受給者等 ・ 療育手帳A所持者 ・ 身体障害者手帳1,2級所持者 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ③ ひとり親世帯(18才まで) ④ 特定疾患医療受給者世帯(国指定)	年額 10,000円を給付	高齢者福祉係 住民生活課社会係 落部支所 環境生活係	
⑨ 移送サービス	通常の乗用車では移動が困難な寝たきり高齢者等	通院・入退院・機能回復訓練等のための通所の送迎(週1回、町内に限る)	八雲社協 環境生活係	無料
⑩ 寝たきり老人等紙おむつ利用券給付	在宅生活者で、要介護4又は5に相当する常時おむつを使用している概ね65歳以上の高齢者 ※町民税非課税世帯に限る	月額 5,000円の利用券を給付 (利用は町内の販売店に限る)	高齢者福祉係 落部支所 環境生活係	
⑪ 生きがいデイサービス	・ おおむね65歳以上の身体上や精神上的の障がいがあり、日常生活に支障がある方 ・ 身体障がい者であって、身体が虚弱、または寝たきり等で、日常生活に支障がある方 ・ 上記の方の介護者及び家族 ※機械浴の利用は、ヘルパー等を利用して在宅での入浴が困難な重度の障がい者に限る。	デイサービスを利用して、日常生活動作の維持・回復を図り、在宅生活が継続できるよう支援します。 ●内容 一般利用(3時間未満と3時間以上)・機械浴利用	障がい者福祉係	一般利用 要介護認定者(要介護1)と同額 機械浴利用 要介護認定者(要介護5)と同額

【2. 地域支援事業：一般介護予防事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 介護予防普及啓発事業 介護予防教室	概ね65歳以上の町民で、身体機能の維持・増進を考えている方	教室「まるごと元気運動教室」 熊石地域（AM）、落部地区（PM）、八雲地域（PM） 毎週火曜日 年間48回。送迎なし。（熊石は送迎あり）	包括支援係 住民福祉係	月1,000円
	概ね65歳以上の町民で、身体機能の維持・増進を考えている方	住民主体の通いの場「いきいき百歳体操」 住民自らが介護予防に取り組めるよう、「いきいき百歳体操」の実施会場の支援を行う。	包括支援係	
	概ね65歳以上の町民	各地区で住民自らが、介護予防に取り組んでいただくため、ふまねっと運動やレクリエーションやゲーム、茶話会を行っている集いの場があり、地区での活動が継続出来るよう支援を行う。	住民福祉係	実費徴収あり 送迎なし
	食生活を通じて疾病予防ができるための健康教育を行なう	高齢者栄養改善教室 地区の集いの場で栄養講話と試食を行う 年3地区各1回		
② 健康相談事業	希望者（団体等からの要望）	熊石：希望者の依頼につき実施 血圧測定、健康相談、栄養相談	住民福祉係	無料
③ いきいきカレッジ	高齢者	高齢者の多様な生活課題を主体的に解決していくために必要な知識や教養を身につけるとともに、体力を培い健康で明るくいきいきとした人生を送ることを目的に、年3回、学習会、講演会等を開催。	高齢者福祉係	無料
④ ふれあい農園	町内に住所を有する65歳以上の高齢者	高齢者の生きがいづくり及び健康増進のため、福祉村内の農園を無償で貸付する。（1区画50㎡）	高齢者福祉係	無料
⑤ シルバーオリンピック	町内の老人クラブ会員及び高齢者の学習組織に加入している60歳以上の方	チームに分かれ、軽スポーツを行い、健康づくりの意識高揚と体力の維持を図るとともに、参加者相互の親睦と交流を深める。年1回10月に開催。	高齢者福祉係	保険料
⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業	・高齢者で生活機能の維持・向上が必要な者 ・介護予防に関する取組を実施している団体等 ・介護サービス事業所に従事する介護職員等	リハビリテーション専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言するほか、介護予防の取組を機能強化するため、通いの場や介護職員への支援を実施する。	包括支援係 住民福祉係	無料

【3. 地域支援事業：介護予防・生活支援サービス事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 第1号訪問事業 (訪問型サービス)	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者	ホームヘルパーが訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や生活援助などを行います。	介護保険係 包括支援係 住民福祉係	サービス内容及び介護保険負担割合証に応じた額
② 第1号通所事業 (通所型サービス)	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者	デイサービスセンターで、生活機能を向上させるための機能訓練を向上させるための機能訓練や送迎・入浴などを行います。	介護保険係 包括支援係 住民福祉係	サービス内容及び介護保険負担割合証に応じた額
③ 給食サービス	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者で栄養改善や見守りが必要な方	八雲：週2回以内（月・水・木・金）夕食を宅配 熊石：週2回以内（月～土）夕食を宅配	介護保険係 包括支援係 住民福祉係	1食 八雲500円 熊石400円
④ 第3号訪問事業 (訪問型サービスC)	65歳以上で要支援1・2の方、又は「基本チェックリスト」による総合事業対象者 特に訪問による介護予防の取り組みが必要な方	リハビリ専門職が、居宅を訪問し、身の回りのことや家事など生活維持に必要な作業（生活行為）の維持、向上が図られるよう指導、助言を行う。（概ね3カ月～6カ月で実施する）	包括支援係 住民福祉係	無料

【4. 地域支援事業：包括的支援事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 地域包括支援センター事業	一般町民（主に高齢者及びその家族）	① 介護保険サービス利用に関する相談対応等 ② 高齢者虐待への対応、成年後見等権利擁護に関する相談 ③ 介護用品の紹介等	包括支援係 住民福祉係	無料
③ 認知症カフェ	一般町民（主に認知症やもの忘れをかかえる方とその家族） レクリエーションや茶話会の場の提供	八雲地域 毎月第3月曜日 ラフ・モ 10:00～11:00 熊石地域 少人数で月2回程度開催	包括支援係 住民福祉係	（八雲地域）飲食料は別途徴収。 （熊石地域）無料
④ 認知症初期集中支援推進事業	原則として、40歳以上の方で、在宅で生活している方で、 ①認知症の臨床診断を受けていない方 ②継続的な医療サービスを受けていない方 ③適切な介護サービスに結びついていない方 ④介護サービスが中断している方 ⑤認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方	認知症の人や、その家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行う。（支援期間は概ね6カ月）	包括支援係 住民福祉係	無料

【5. 地域支援事業：任意事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 給食サービス	概ね65歳以上の食事を作るのに困難な独り暮らし高齢者及びこれに準ずる方	八雲：週2回以内（月・水・木・金）夕食を宅配 熊石：週2回以内（月～土）夕食を宅配	介護保険係 包括支援係 住民福祉係	1食 八雲500円 熊石400円
② 家族介護慰労金給付	要介護4又は5に相当する高齢者であって過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族 ※町民税非課税世帯に限る	年1回 100,000円を支給	介護保険係 環境生活係	
③ 成年後見制度利用支援事業	判断能力が低下した方で、日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者 ※生活保護受給者及び生活保護に準ずるものに限る	審判請求申立てに係る費用、後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	包括支援係 住民福祉係	申立費用は徴収する場合あり
④ 介護マーク入り名札配布事業	認知症や障がいにより介護を要する方を、現に介護する者、ボランティアを行なっている方、サービス事業者	介護マーク入り名札を配布	包括支援係 住民福祉係	無料
⑤ SOSネットワーク事業	認知症や障がいにより行方不明となる可能性のある高齢者や障がい者	行方不明となる可能性のある方を事前に登録し、行方不明となった際に、協力関係機関の協力を得て情報を提供してもらう。	包括支援係 住民福祉係	無料
⑥ 認知症高齢者等見守りシール交付事業 （どこシル伝言板）	認知症や障がいにより行方不明となる可能性のある高齢者や障がい者（SOSネットワーク登録者）	二次元バーコードが記載されたシールを行方不明となる可能性のある高齢者等の衣服や所持品に貼付し、行方不明となった際に、発見者が二次元バーコードを携帯電話等で読み取り、介護者等とチャットでやり取りを行い、迅速な発見につなげる。	包括支援係 住民福祉係	無料
⑦ 認知症家族会への支援	認知症の人を介護している方、又は介護したことのある方	熊石介護者と共に歩む会 「いがぐりの会」	住民福祉係	会費 2,000円
⑧ 認知症サポーターの養成	一般町民	認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成する。	包括支援係 住民福祉係	

【6. 障害者総合支援法：地域生活支援事業（市町村事業）】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 障がい者相談支援事業 （八雲町障がい者基幹相談支援センター）	障がい者（児）、家族、支援者など	障がいなどに関する相談・情報提供、権利擁護のための援助など（障がい者が地域で生活するための制度や、就労に向けた支援のための情報提供）	障がい者福祉係	無料
② 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）	手話通訳者の派遣		無料
③ 日常生活用具給付等事業	① 障がい者（児） ② 難病患者	日常生活用具を給付（貸与） ＊対象用具の指定あり		所得により一部・全額負担あり
④ 移動支援事業（個別移動支援）	① 身体障害者手帳（下肢機能障害１～２級、体幹機能障害１～３級、視覚障害１～２級）所持者 ② 療育手帳所持者 ③ 精神障害者保健福祉手帳（１～２級）所持者 ④ 指定難病患者	障がい者の外出にヘルパーが付き添い支援（身体介護、危険回避、手続き支援等） ＊１年間に３０時間を上限		１割負担。ただし、町民税非課税世帯および生活保護世帯は無料
⑤ 移動支援事業 （重度障がい児通学費助成）	① 身体障害者手帳（下肢機能障害１～２級、体幹機能障害１～３級、視覚障害１～２級）を所持している児童 ② 療育手帳（Ａ判定）を所持している児童 ③ 精神障害者保健福祉手帳（１級）を所持している児童	自宅～学校、学校～学童保育所、学校～放課後デイ事業所の移動に利用したタクシー代の一部を助成		助成額を差し引いたタクシー運賃は自己負担
⑥ 移動支援事業（車両移動支援）	障がい者の団体	福祉バスの貸し出し（１団体１年度につき２回まで）		運転手の宿泊費等負担あり
⑦ 町広報紙等音声化事業	障がいにより紙面を見ることが困難、又は文字を読むことが困難な方	町広報及び町議会広報の内容を音読し、それを収録したＣＤを利用者へ提供		無料
⑧ 自動車改造助成事業	自ら所有し、運転する自動車の操向装置・駆動装置等を改造することにより、社会参加が見込まれる障がい者。	自ら所有し運転する自動車の操向装置・駆動装置等の改造費用に対する助成		改造費用から１０万円を差し引いた費用は自己負担。所得制限あり
⑨ 障がい者マーク等配布事業 （ヘルプマーク・ヘルプカード）	障がいや病気、妊娠等により周囲からの配慮や支援を必要とする方	ヘルプマークやヘルプカードを希望者へ配布（身に著けたり持ち歩くことで、周囲がそれに気づき、必要時対象者を支援）		無料
⑩ 障がい者レクリエーション活動等支援事業	障がい者が参加するレクリエーション活動等を実施する事業者	障がい者が参加するスポーツ教室・大会、レクリエーション活動等の費用を一部助成（障がい者等の健康増進や社会参加を支援）		補助対象とする事業要件あり
⑪ 障がい者日中一時支援事業	① 保護者が八雲町に居住する障がい児 ② 障がい者（障害支援区分４～６）	家族の就労支援や一時的休息等のため、障がい児や障がい者の日中活動の場を提供 ＊利用施設：障がい児通所事業所（障がい児） 短期入所事業所（障がい者）		利用料等自己負担あり
⑫ 理解促進研修・啓発事業	八雲町民	支援を必要の方が自分らしく地域で生活するために、障がい者等の理解を深めるための講演会等を開催		無料
⑬ 成年後見制度利用支援事業	判断能力が低下した方で、日常生活を営むのに支障がある知的障がい者又は精神障がい者 ※生活保護受給者及び生活保護に準ずるものに限る	審判請求申立てに係る費用、後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。		申立費用は徴収する場合あり
⑭ 地域活動支援センター	障がい者	「南檜山あゆみ共同作業所」（江差町）に通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流等について支援	環境生活係 障がい者福祉係	

【7. 保健事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 生活習慣改善事業 (特定保健指導含む)	40歳以上の町民で、検診の結果、生活習慣改善の必要がある方	健康教室 「サラサラ血液めざそう会」 10回 「ウェルネス運動クラブ」 12回 健康教室 「生活習慣病予防教室」 6回	健康推進係 (電話申込可) 住民福祉係	実費徴収あり
② 社会復帰事業	知的・精神障害を有する方、またはそれに準ずる方	「ほっとしよう会」 熊石地域 11回	住民福祉係	実費徴収あり・送迎あり
③ 地区健康教室・健康相談	生活習慣改善に関心のある方改善の必要のある方	健康教室 各地区巡回 講話、調理実習、実技等	健康推進係	実費徴収あり
④ 健康相談事業	希望者 (団体からの要望可)	血圧測定、保健・栄養相談	健康推進係 住民福祉係	無料
⑤ 基本健診 (特定健診)	町民ドック 40歳以上 住民健診 高校生を除く15歳以上の町民で、 社会保険等被保険者でない方 人間ドック 50歳以上の八雲町国保加入者 令和8年度は西暦偶数年の方が対象	①町民ドック 8月 ②八雲住民健診 6, 7, 9, 11月 ③熊石住民健診 6, 9月 ④人間ドック 個別検診	健康推進係 住民福祉係	①2,000円 ※社会保険等 ②無料 被扶養者は ③無料 保険の種類 ④10,000円 による
⑥ 後期高齢者健診	75歳以上の後期高齢者 (北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業)	①町民ドック 8月 ②八雲住民健診 6, 7, 9, 11月 ③熊石住民健診 6, 9月 ④人間ドック(80歳まで) 個別検診 令和8年度は西暦偶数年の方が対象	健康推進係 住民福祉係	①2,000円 ②無料 ③無料 ④10,000円
⑦ 各種がん検診	①胃がん検診: 35歳以上(バリウム) 50歳以上(令和8年度は西暦偶数年の方が対象)(胃内視鏡検査) ②大腸がん検診: 35歳以上 ③子宮頸部がん・体部がん検診: 20歳以上 ④乳がん検診: 原則40歳以上 ⑤肺がん検診: 40歳以上 ⑥ピロリ菌検診: 40歳以上 ⑦肝炎ウイルス検診: 40歳以上 ※クーポン事業 受診率向上のため「子宮頸がん」(21歳)・「乳がん」(41歳)・に無料クーポン券を配布。	①胃がん検診: バリウムによるレントゲン検査 6, 7, 9, 11月 胃内視鏡検査 個別検診 ②大腸がん検診: 便潜血検査 6, 7, 8, 9, 11月 ③子宮頸部がん検診・体部がん検診(細胞診) 6, 10, 11月 ④乳がん検診: マンモグラフィ検査 6, 10, 11月 ※個別検診(子宮・乳がん) 4月～3月予定 ⑤肺がん検診: 町民ドック、住民健診時 ⑥ピロリ菌検査: 住民健診時 ⑦肝炎ウイルス検診: 住民健診時 ※八雲地域: 6, 7, 9, 11月の住民健診と肺がん・胃がん・大腸がん検診併用。 ※熊石地域: 6, 9月の住民健診と胃がん・肺がん・大腸がん検診併用	健康推進係 住民福祉係	①1,500円(バリウム) 3,000円(胃内視鏡検査) ②700円 ③頸部2,000円(個別: 3,000円) 体部1,000円(個別: 2,000円) ④2,000円(40～49歳) 個別: 3,000円 1,800円(50歳以上) 個別: 3,000円 ⑤肺がん検診500円 ⑥1,000円 ⑦1,000円
⑧ 骨粗鬆症検診	40歳以上の女性	八雲地域: シルバープラザ 6月5日実施 札幌がん検診センター 10月6日、11月17日 熊石地域: ふれあい交流センター 6月10日、11日実施	健康推進係 住民福祉係	1,000円

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
⑨ 簡易脳ドック検診	41, 46, 51, 56, 61, 66, 71歳の節目年齢の方 (※現在、脳外科で通院中の方や経過を見ている方を除く)	検診内容：MRI（磁気共鳴）・MRA（磁気共鳴血管） 八雲地域 6～3月 （八雲総合・新都市病院） 熊石地域 5,6,9月 （江差脳神経外科クリニック）	健康推進係 住民福祉係	8,000円
⑩ 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	65歳以上 60～64歳の内部障がい者（手帳1級） 他	インフルエンザワクチン注射 10月～2月 ①標準量ワクチン ②高用量ワクチン（75歳以上のみ）	各医療機関 住民福祉係	①2,000円（予定） 4,200円を上限（予定） ②（未定） ※10月広報でお知らせします
⑪ 子宮頸がんワクチン接種	中学1年生 ～ 高校1年生（年齢相当女子） ●若い女性に増加している子宮頸がんの予防。	子宮頸がんワクチン 3回接種	健康推進係 住民福祉係	無料 （H25～ 定期接種化）
⑫ 高齢者等肺炎球菌予防接種事業	65歳の方 60～64歳の内部障がい者（手帳1級） 他	肺炎球菌ワクチン注射 4月～3月	各医療機関	6,000円 12,540円を上限
⑬ 帯状疱疹予防接種事業	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方 60～64歳の免疫不全等により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	帯状疱疹ワクチン注射 4月～3月	各医療機関	生4,000円1回 組換え11,000円2回

【8. 母子保健事業】

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
① 不妊治療費等助成事業	次のすべてに該当する方 ①妻の年齢が治療開始日に43歳未満である ②夫婦のいずれかが八雲町に住所を有する ③婚姻をしている夫婦である（事実婚関係にある者も含む。） ④健康保険の被保険者または被扶養者に該当する	① 一般不妊治療 43歳未満 回数無制限 医療保険の不妊治療に係る医療費分の自己負担額から付加給付額を控除した額を助成 ② 特定不妊治療 40歳未満 一子ごとに通算6回まで 40歳以上43歳未満 一子ごとに通算3回まで 一般不妊治療と同じ内容で助成 ③ 先進不妊治療 40歳未満 一子ごとに通算6回まで 40歳以上43歳未満 一子ごとに通算3回まで 先進治療にかかった自己負担分の10分の7を助成 （上限額3万5千円） ④ 不妊治療に関わる交通費を一部助成	健康推進係 住民福祉係	助成回数、助成金額に一部上限あり
② 妊婦健康診査事業	八雲町に住民票を有する妊婦	① 妊娠届出時母子手帳とともに、妊婦一般健康診査受診票 14枚交付 ② 超音波検査受診票 7枚交付	健康推進係 落部支所 住民福祉係	助成金額に上限あり
③ 妊婦外来医療費助成事業	八雲町に住民票を有する妊婦 （健康保険を有している方に限ります）	八雲総合病院産婦人科外来で、健康保険が適用になる妊娠に伴う疾病の検査及び治療に係る費用の自己負担分を助成します。 回数の制限はありません。ただし、院外処方分は除きます。	健康推進係 落部支所 住民福祉係	無料
④ 両親学級	八雲町にお住まいの妊婦とその家族	① 血圧測定、保健・栄養指導 ② 実技指導「赤ちゃんのお風呂」シルバープラザ 2ヵ月に1回 「赤ちゃんであおいで」シルバープラザ 3ヵ月に1回	健康推進係 住民福祉係	無料
⑤ 新生児聴覚検査費助成事業	八雲町に住民票を有する方	初回検査及び確認検査にかかる費用を助成します。 初回検査：妊娠届時に交付される受診票を医療機関に提出することにより上限5,000円（税込）までを助成 確認検査：申請により、上限5,000円（税込）までを助成（償還払い）	健康推進係 落部支所 住民福祉係	助成金額に上限あり

サービス名	対象者・利用者	サービスの主な内容	申 込 先	利用負担等
⑥ 1か月健診助成事業	八雲町に住民票を有する1か月児	妊娠届出時母子手帳とともに、1か月児健診受診票を交付し道内医療機関にて受診。	健康推進係 住民福祉係	助成金額に上限あり (4,000円)
⑦ 乳幼児等予防接種（定期接種）	八雲町に住民票を有する乳幼児 (町外に滞在している方には依頼書発行します)	・シルバープラザ（日本脳炎・二種混合） ・八雲総合病院（RSウイルス、肺炎球菌、B型肝炎、 五種混合、ロタ、BCG、HPV、 MR(麻疹風疹)Ⅰ・Ⅱ期、水痘） ・熊石国保病院（日本脳炎・二種混合） その他、各医療機関にて実施	健康推進係 住民福祉係 各医療機関	無料
⑧ 乳幼児健診	八雲町にお住まいの乳幼児	3ヵ月、1才6ヵ月、3才 各月1回 小児科医師、歯科医師(除3ヵ月) 診察あり	健康推進係 住民福祉係	無料
⑨ 乳幼児相談	八雲町にお住まいの乳幼児	6ヵ月、9ヵ月、1才 各月1回	健康推進係 住民福祉係	無料
⑩ 5才児健診	八雲町にお住まいの5才児	5才 各月1回 ・発育・発達面の診察（総合病院小児科医師） ・子育て相談等（保健師・栄養士） ・発達相談等（子ども発達支援センター） ・教育相談（教育委員会）	健康推進係 住民福祉係	無料
⑪ ほっとママの会 (産後ケア事業通所型)	八雲町に住民票を有する産後1年以内の母親と乳児	月1回(利用回数制限なし) 「絵本にふれよう」「産後BodyCare」「ベビーマッサージ」「ベビーママクッキング」	健康推進係	無料
⑫ 股関節脱臼健診	八雲町に住民票を有する乳児（3ヵ月～4ヵ月児）	八雲総合病院（整形外科）にてレントゲン撮影	外来診察	無料
⑬ 歯科検診・フッ素塗布	八雲町にお住まいの幼児（1才6ヵ月以上）	歯科医師診察、フッ素塗布、歯科・保健指導 隔月実施	健康推進係	1回 400円
⑭ 離乳食教室	八雲町にお住いの乳児（5ヵ月～11ヵ月児）	離乳食の調理実習と試食 八雲地域 隔月実施	健康推進係	1回 100円
⑮ 子育てアプリやくもっ子by母子モ	八雲町内にお住まいの妊婦の方、0歳～小学校入学前のお子さん がいる方	母子手帳アプリの機能の提供 お知らせ機能や予防接種スケジュール等	健康推進係	無料
⑯ やくもっ子LINE相談	八雲町内にお住まいの妊婦の方、0歳～小学校入学前のお子さん がいる方	LINEを使用して町の保健師や栄養士とのオンライン相談 を実施	健康推進係	無料
⑰ 産後ケア事業 (宿泊型・訪問型)	八雲町に住民票を有する産後1か月以内の母親と乳児	①宿泊型：病院に宿泊して助産師・看護師の専門的なアド バイスを受ける。（原則、6泊7日まで） ②訪問型：助産師が自宅を訪問し、乳房ケアや授乳相談・ 休息のお手伝いなどのケアを行う（原則、7回まで）	健康推進係	①宿泊型：1日あたり 3,600円 (1泊2日は7,200円) ②訪問型：1回あたり 1,800円
⑱ 産婦健診	八雲町に住民票を有する産婦（産後2週間、産後1か月）	医療機関にて産後のお母さんの心身の回復と健康状態を確認し、病気や異常の早期発見に繋げる 健診にかかる費用の一部を助成する（上限5,000円）	健康推進係	助成金額に上限あり